

平成 25 年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業

福祉用具サービス計画作成ガイドライン

平成 26 年 3 月



一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

福祉用具サービス計画作成ガイドライン

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第 1 章 福祉用具サービス計画および本ガイドラインの位置づけ | 1 |
| 1. 本ガイドラインの位置づけ | 1 |
| 2. 福祉用具サービス計画とは何か | 1 |
| (1) 導入の経緯 | 1 |
| (2) 福祉用具サービス計画について | 2 |
| 3. 福祉用具サービス計画の意義 | 2 |
| 4. 福祉用具サービス計画の作成の基本的な手順と方法 | 4 |
| 第 2 章 福祉用具サービス計画の作成 | 5 |
| 1. アセスメント | 5 |
| (1) アセスメントの目的と考え方 | 5 |
| (2) アセスメントの実施内容 | 6 |
| 2. 福祉用具の利用目標の設定 | 10 |
| (1) 自立支援に資する福祉用具の利用目標の考え方 | 10 |
| (2) 利用目標の検討手順 | 11 |
| (3) 利用目標を検討するうえでの留意点 | 13 |
| 3. 福祉用具の選定と、選定理由の明確化 | 14 |
| (1) 選定理由の考え方 | 14 |
| (2) 選定理由の記載方法 | 14 |
| 4. 留意事項の洗い出し | 14 |
| (1) 留意事項の考え方 | 14 |
| (2) 留意事項の記載方法 | 15 |
| 5. サービス担当者会議への参加 | 17 |
| (1) 会議の位置づけ | 17 |
| (2) 会議の内容 | 18 |
| 6. 福祉用具サービス計画の説明・同意・交付と、福祉用具サービスの提供 | 20 |
| (1) 説明・同意・交付の位置づけ | 20 |
| (2) 説明・同意・交付の方法 | 20 |
| (3) 福祉用具サービスの提供 | 21 |
| 7. 「ふくせん版 福祉用具サービス計画書(基本情報)」の記載方法 | 22 |
| (1) 基本情報の様式(26 年 3 月版) | 22 |
| (2) 基本情報の位置づけ | 23 |
| (3) 記載項目及び記載要領 | 23 |
| 8. 「ふくせん版 福祉用具サービス計画書(利用計画)」の記載方法 | 29 |

| | |
|---|----|
| (1) 利用計画の様式(26年3月版)..... | 29 |
| (2) 利用計画の位置づけ..... | 30 |
| (3) 記載項目及び記載要領..... | 30 |
| 第3章 福祉用具サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)..... | 33 |
| 1. モニタリングの目的..... | 33 |
| 2. モニタリングの流れと確認・検討事項..... | 34 |
| (1) 心身の状況等に関する変化や福祉用具の利用状況の把握..... | 34 |
| (2) 利用目標の達成状況の確認..... | 35 |
| (3) 今後の方針の検討..... | 35 |
| (4) 福祉用具サービス計画の見直し有無の検討..... | 36 |
| (5) 利用者・家族へのモニタリング結果の説明..... | 36 |
| (6) モニタリング結果の介護支援専門員等への報告..... | 37 |
| 3. 「ふくせん版 モニタリングシート(訪問確認書)」の記載方法..... | 38 |
| (1) モニタリングシートの様式(26年3月版)..... | 38 |
| (2) モニタリングシートの位置づけ..... | 39 |
| (3) モニタリングシートの様式(改訂版)とモニタリングの流れの関係..... | 39 |
| (4) 記載項目及び記載要領..... | 39 |
| 「福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業」検討体制..... | 44 |

第1章 福祉用具サービス計画および本ガイドラインの位置づけ

1. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、福祉用具専門相談員が「福祉用具サービス計画」ⁱを作成する際の考え方を示すことで、福祉用具に係るサービス(以下、「福祉用具サービス」という。)のより一層の質の向上を図ることを目指して、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会(愛称:ふくせん)ⁱⁱ(以下、「本会」という。)が厚生労働省の老人保健健康増進等事業の助成を受けて策定したものです。

これまで本会では、福祉用具の計画的なサービス提供を支援するためのツールとして2009年に「ふくせん・福祉用具個別援助計画書」を開発し、次いで2010年には、同計画書に基づく定期的訪問確認によって適切な利用を支援するためのツールとして「モニタリングシート」を開発しました。2012年4月に福祉用具サービス計画の作成が義務化されたことに伴い、上記様式について名称をふくせん版「福祉用具サービス計画書」と変更し、様式の普及・啓発活動に取り組んできました。

本ガイドラインは、福祉用具サービス計画に関する現場での蓄積を基に取りまとめたものです。福祉用具サービス計画を作成するための基本的な考え方や留意点、関係機関との連携方法、さらにモニタリングの実施方法などを分かりやすく示しています。また、併せて本書の中にはガイドラインだけでなく、参考として本会が作成した様式(平成26年3月版)を示すとともに、様式の記載方法等についても触れることといたしました。

今後、さらに質の高い福祉用具サービスを利用者に提供できるよう、多くの福祉用具専門相談員に、日々の福祉用具サービス計画の作成時や研修等の様々な場面で、本ガイドラインを活用していただくことを期待しています。

2. 福祉用具サービス計画とは何か

(1) 導入の経緯

介護保険制度は、要介護状態となった高齢者等に対して、自立支援の理念のもと、居宅サービス計画(以下、「ケアプラン」という。)に基づき、多様なサービスを組み合わせ提供しながら、高齢者等の日常生活を支えるための仕組みです。単に各サービスを個別に提供するのではなく、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるようにするため、すべてのサービスがケアプランを核に生活目標を共有し、認識を合わせるものが求められます。

福祉用具サービスは、介護保険サービスの1つです。高齢者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて利用目標を定めるとともに、適切な福祉用具を選定し、利

ⁱ 指定基準上の「福祉用具貸与計画」、「特定福祉用具販売計画」、「介護予防福祉用具貸与計画」、「特定介護予防福祉用具販売計画」を総称したものを。

ⁱⁱ 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会の詳細については以下のHPを参照。
<http://www.zfssk.com/>

用者がその目標に向けて福祉用具を活用した生活を送れるよう、専門職である福祉用具専門相談員が支援するものです。

福祉用具サービスは、これまで他の介護保険サービスと異なり、個別のサービス計画の作成が義務づけられていませんでした。しかし、「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」（平成 23 年 5 月に「議論の整理」をとりまとめ）において、「福祉用具サービスにおいて、利用者の状態像の変化に応じた適切なアセスメント、マネジメントの仕組みが必要である」という指摘がなされ、個別サービス計画の必要性が示唆されました。

これを受け、福祉用具サービスがより効果的に活用され、利用者の生活の質の向上が図られるよう、平成 24 年 4 月より福祉用具専門相談員が「福祉用具サービス計画」を作成することが義務化されることになりました。

(2) 福祉用具サービス計画について

福祉用具サービス計画は、「利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した」ものです。

介護支援専門員が作成するケアプランとの関係としては、ケアプランに記載されている生活上の目標と、その実現を支援するサービスのうち、福祉用具サービスに関する具体的な内容を示したものになります。

なお、本ガイドラインでは、福祉用具サービス計画を記載するための様式について言及する際は、本会が開発した「福祉用具サービス計画書」という用語を用います。

3. 福祉用具サービス計画の意義

福祉用具サービス計画の主な意義としては、以下の 5 つが挙げられます。

①福祉用具サービスの目標や内容に対する利用者等の理解の促進

福祉用具サービス計画を用いることで、利用者や家族に対して福祉用具の利用目標や選定理由、活用方法を含む利用上の留意点を明確に説明することができます。

特に利用目標については、利用者が目指す生活の実現に向けて福祉用具を効果的に利用できるよう、利用者や家族だけでなく、関係する他職種とも共有する必要があり、文書化して示すことが有効です。

②利用者の状態像等の変化に応じた福祉用具の提供

福祉用具の選定にあたっては、利用者の状態像等を把握し、それを根拠として最適なものを判断することが重要です。福祉用具サービス計画において、それぞれの福祉用具の選定理由を明確にしておくことで、利用者の状態像等に変化があった場合に現在の選定理由を再確認したうえで、福祉用具の見直しが必要かを判断するといったシームレスの対応が可能になります。

③事故防止・リスクマネジメント

福祉用具の利用に際しては、誤った使い方による事故やトラブルを防ぐための支援も重要です。利用者や家族をはじめ、日常的に福祉用具の利用に関わる介護職等に対して、福祉用具の適切な活用方法や利用上の留意事項等について、福祉用具サービス計画を通じてあらかじめ伝えることにより、事故やトラブルを未然に防ぐことにつながります。

また、万が一、事故が発生した場合においても、事故の検証から得られた結果と福祉用具サービス計画等の記録をもとに、利用者や家族に説明すべき内容をさらに整理することで、今後の事故防止に役立てることができます。

④関係者間の情報共有・共通理解

利用者が住み慣れた地域で自分らしく生活を続けていくためには、多職種¹等の関係者間で支援に必要な情報を共有し、生活目標等について共通理解のもと連携し、利用者を支えていく体制が重要です。しかしながら、介護施設等と違い、在宅では必ずしも関係者が常に顔を合わせられるわけではありません。

そのため、利用者の状態像や利用するサービス内容等に関する情報を記録として残し、その情報を関係者間で共有することが重要となります。福祉用具サービス計画は、そのような記録類の 1 つであり、他のサービスの記録と同様、関係者間で活用することが期待されます。

⑤福祉用具専門相談員のスキルアップ

福祉用具サービス計画の作成にあたっては、利用者の生活のニーズや状態像といった情報を適切に把握・整理し、文章化する等の作業を行う必要があり、そこでは多様な知識や技術が求められます。

福祉用具サービス計画の作成に必要な、これらの知識や技術の習得に向けて日々研鑽を積むことで、専門職としての自覚が促され、福祉用具専門相談員としての資質と専門性の向上が期待されます。

ⁱ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号)(以下指定基準とする)第百九十九条の二 第 1 項

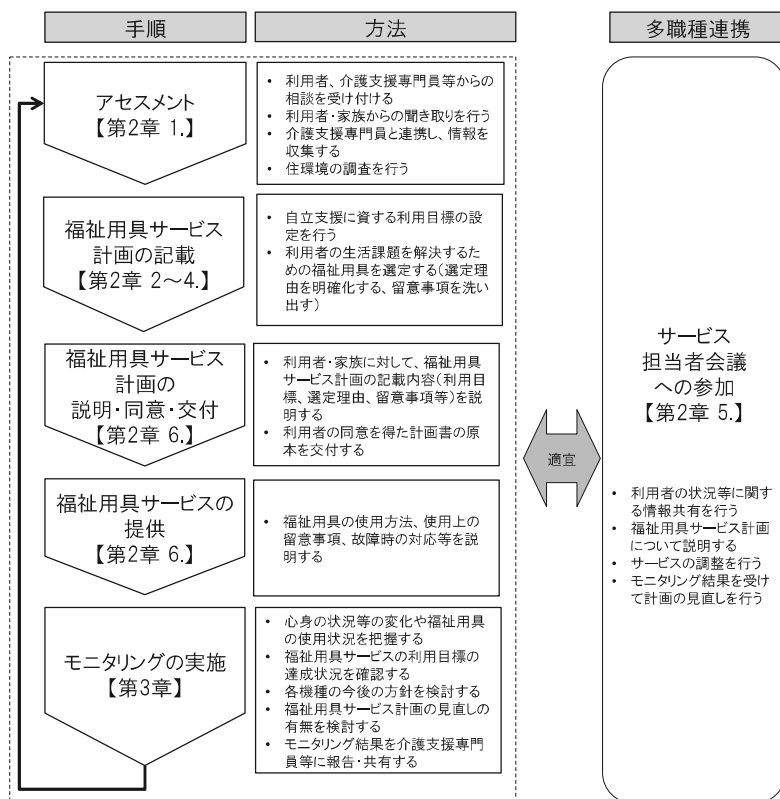
ⁱ 本ガイドラインにおいては、福祉用具専門相談員を含む医療・介護・福祉の専門職を「多職種」と記載する。一方、福祉用具専門相談員以外の医療・介護・福祉の専門職を指す場合には「他職種」と記載する。

4. 福祉用具サービス計画の作成の基本的な手順と方法

福祉用具サービス計画の作成の基本的な手順と方法は以下の通りです。第2章以降では、各項目の具体的な実施内容について述べていきます。

なお、この手順は基本的な流れであり、利用者を取り巻く状況により前後することがあることにも留意が必要です。

福祉用具サービス計画の作成の基本的な手順と方法



第2章 福祉用具サービス計画の作成

1. アセスメント

福祉用具専門相談員は、利用者・家族や介護支援専門員からの相談を受け、利用者の自宅等を訪問してアセスメントを行います。

(1) アセスメントの目的と考え方

①アセスメントとはなにか

福祉用具専門相談員が行うアセスメントとは、「利用者の状態像に適した福祉用具を選定するための情報収集と分析の過程」を指します。福祉用具サービスの出発点であり、効果的な福祉用具サービスを提供するためには不可欠な行為です。

指定基準においても、「福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならないⁱ⁾と定められていますが、このうちアセスメントは「利用者の利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ」の部分が該当します。

加齢や疾病等によって生じる生活上の課題(ニーズ)は、利用者の心身の状況、介護環境、住環境等によって一人ひとり異なるものです。また介護保険制度のサービスは、利用者本人がサービスの種類や内容の選択を行う自己決定の原則が重要であるため、福祉用具サービスの利用目標の設定や機種の提案を行う際には、利用者の状態像や意向等を十分に踏まえたうえで専門的見地からの提案がなされなければ、利用者から福祉用具サービスの利用についての合意を得ることは難しくなります。

また、不十分なアセスメントの結果、利用者の状態像にそぐわない利用目標の設定や福祉用具の選定が行われてしまうと、事故の発生や福祉用具が適切に活用されないことも懸念されます。福祉用具専門相談員は、アセスメントの重要性を認識し、適切にアセスメントを実施するよう心がけなければなりません。

②アセスメントにおける介護支援専門員との連携

指定基準においては、介護支援専門員との連携に関し、「既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならないⁱⁱ⁾と定められており、ケアプランに沿った福祉用具サービス計画を作成することが義務づけられています。福祉用具専門相談員は、介護支援専門員と密接に連携を図り、アセスメントや福祉用具サービス計画の作成を行う必要があります。

ⁱ⁾ 東島弘子、加島守(2013)「明解!福祉用具サービス計画の手引き」筒井書房より引用。

ⁱⁱ⁾ 指定基準 第九十九条の二 第1項

ⁱⁱⁱ⁾ 指定基準 第九十九条の二 第2項

福祉用具専門相談員は、基本的にケアプランの受領後から、アセスメントの実施及び福祉用具サービス計画の作成に着手することになります。ただし、利用者の状態像や依頼の経緯等によっては、手順が前後することがあります。特に退院に際して急きょ福祉用具が必要となったケース等においては、介護支援専門員によるケアプランの作成・決定前に、福祉用具の導入について検討することが必要になる場合があります。その場合には、ケアプラン原案が示される前に福祉用具専門相談員が収集した情報で暫定的な福祉用具サービス計画を作成し、ケアプラン決定後に必要に応じて福祉用具サービス計画の変更を行います¹。

また、ここで示している手順に関わらず、福祉用具の利用目標や機種等については介護支援専門員と支援の方向性を共有し、ケアプランとの連続性を持った福祉用具サービス計画を作成することが求められます。なお、支援の方向性をスムーズに共有するために、アセスメントにおける利用者・家族との面談や住環境の調査は、介護支援専門員と同行して行うことが望まれます。

(2) アセスメントの実施内容

ここでは、アセスメントの実施内容について記載します。

①情報収集・分析すべき基本的な項目と情報収集の方法

アセスメントにおける、情報収集・分析すべき基本的な項目としては、利用者の基本情報、身体状況・ADL、意欲・意向、介護環境、住環境が挙げられます。各項目の詳細と、情報収集の方法は、以下のようなものが想定されます。

アセスメントの基本的な項目と情報収集の方法の例

| 情報の種類 | 情報項目 | 情報収集の方法 |
|----------|--|--|
| 利用者の基本情報 | <ul style="list-style-type: none"> 氏名、性別、年齢 要介護度 認定日、認定期間 住所、電話番号 居宅介護支援事業所名、担当介護支援専門員名 等 | <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員からの情報収集(ケアプラン、アセスメントシート等) |
| 身体状況・ADL | <ul style="list-style-type: none"> 身長・体重 現病歴及び既往歴、合併症 障害の状況 障害高齢者日常生活自立度 認知症の程度(認知症高齢者日常生活自立度) 日常生活動作の状況(できること、できそうなこと、介助が必要なこと等) 等 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者・家族からの聞き取り 介護支援専門員からの情報収集(ケアプラン、アセスメントシート等) サービス担当者会議 医療機関におけるカンファレンス等 |
| 意欲・意向 | <ul style="list-style-type: none"> ご本人の気持ち、望む生活について 現在困っていること 過去の生活状況(生い立ち、仕事、趣味等) 等 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者・家族からの聞き取り 介護支援専門員からの情報収集(ケアプラン、アセスメントシート等) サービス担当者会議 医療機関におけるカンファレンス等 |
| 介護環境 | <ul style="list-style-type: none"> 他のサービスの利用状況(介護保険サービス、保険外サービス) 家族構成、主たる介護者(氏名、年齢、性別、利用者との関係、介護力、日中の介護状況) 利用している福祉用具(既に導入済みのもの) 経済状況 等 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者・家族からの聞き取り 介護支援専門員からの情報収集(ケアプラン、アセスメントシート等) サービス担当者会議 医療機関におけるカンファレンス等 |
| 住環境 | <ul style="list-style-type: none"> 持家または借家(住宅改修等が可能か) エレベーターの有無(集合住宅の場合) 屋内の段差の有無 居室内での動線 トイレの状況(広さ、和式・様式) 浴室の状況(脱衣所の広さ、浴室の広さ、浴槽のまたぎ高さ等) 通路及び各部屋出入り口の有効幅、家具等の設置状況 等 | <ul style="list-style-type: none"> 住環境の訪問調査 利用者・家族からの聞き取り 介護支援専門員からの情報収集(ケアプラン、アセスメントシート等) |

¹ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)(以下、解釈通知とする)第三介護サービス 十一福祉用具貸与 3 運営に関する基準 (3)⑤ハ

②情報収集の方法

利用者・家族との面談では、利用者宅を訪問することが基本となりますが、入院中等の場合は医療機関等で行うこともあります。その際、面談は、介護支援専門員に同行して行うことが望ましいでしょう。

面談等の機会に利用者宅を訪問する際には、住環境の調査も実施します。住宅改修が想定されている場合には、住宅改修の担当者に訪問の同席を依頼することを検討することも有効です。

また、情報収集には、利用者の支援のつなぎ役であり総合的援助方針をまとめる介護支援専門員からの情報が欠かせません。介護支援専門員が作成したケアプランにより、生活全般の解決すべき課題（ニーズ）や、福祉用具サービスの関係する内容等を確認します。ケアプランの受領と併せて、介護支援専門員が作成したアセスメントシート（複写）も入手できると、利用者の心身の状況等をより詳細に把握でき、福祉用具サービス計画を作成するうえで有用です。

また、利用者が入院中等の場合は、退院時カンファレンスに出席する場合があります。医療機関でのリハビリテーション状況を踏まえた福祉用具の選定や調整等について、医療機関の作業療法士や理学療法士等から情報収集を行うことができます。

③情報収集の留意点

利用者や家族との面談の前に、想定される福祉用具の候補が絞られている場合には、候補となる福祉用具を持参し、利用者・家族に試用してもらうことも有効な方法です。試用を通じて、福祉用具を用いた生活行為のイメージを持ってもらえるようにします。

また、認知症等によって、意思が明確に表明できない利用者の場合、家族からの聞き取り等を通じて情報収集を行います。

主な情報収集の方法と実施内容・留意点をまとめると、以下の通りです。

| 主な情報収集の方法と実施内容・留意点 | |
|--------------------|--|
| 情報収集の方法 | 実施内容・留意点 |
| 利用者・家族からの聞き取り | <ul style="list-style-type: none"> 利用者・家族と面談を行い、利用目標の設定や福祉用具の選定に必要な情報収集を行う。面談の場所は本人の自宅を基本とするが、入院中等の場合は医療機関等で行う。 介護支援専門員と同行して行うことが望ましい。 既に想定される福祉用具の候補が絞り込んでいる場合には、候補となる福祉用具を持参し、利用者・家族に試用してもらう等、福祉用具を用いた生活行為のイメージを持ってもらえるようにする。 認知症等によって、意思が明確に表明できない利用者であっても、家族への聞き取り等、できる限りの情報収集を行うことが望ましい。 |
| 介護支援専門員との連携による情報収集 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者の基本情報（氏名、住所、電話番号、要介護度、相談の概要等）について電話等で聞き取りを行う。 ケアプランを受領する。 介護支援専門員が保有するアセスメントシート等には利用者の心身の状況等についての情報が記載されており、その複写を受領することは有用である。 |
| 住環境の調査 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者の自宅を訪問し、住環境の調査を行う。 利用者が自宅にいる場合には、利用者・家族との面談と同時に実施することが望ましい。 住宅改修が必要な場合には、住宅改修の担当者への同席依頼を検討する。 |
| 多職種連携による情報収集 | <ul style="list-style-type: none"> サービス担当者会議に出席し、利用者の希望や心身の状況等の情報について、同じ利用者を支援する他職種から情報収集を行う。（サービス担当者会議の位置づけと内容については、第2章5節を参照。） 医療機関の医療職と介護支援専門員等が出席するカンファレンスが開催される場合があり、福祉用具専門相談員が出席を求められるケースも増えている。 医療機関でのリハビリテーション状況を踏まえた福祉用具の選定や調整等について、医療機関の作業療法士や理学療法士等から情報収集を行うことは有用である。 利用者の周りには、介護支援専門員以外にも多数の専門職が関わっていることが多く、その専門職から情報を得ることは、福祉用具による支援を考えるうえで有用であるため、随時情報収集を行うことが望ましい。 また地域包括支援センター（または市町村）が開催する地域ケア会議においてサービス内容等に関する助言を得ることが望ましい場合もある。 |
| その他 | |

2. 福祉用具の利用目標の設定

福祉用具専門相談員は、情報収集に一定の目途がついた後、収集した情報を整理し、生活課題(ニーズ)を解決するために適切な利用目標を設定する必要があります。

福祉用具の利用目標は、アセスメントで明確となった利用者の生活課題(ニーズ)に対し、どのような福祉用具を用い、どのような方法によってそれを解決していこうとするのか、そして、どのような生活を目指していくのか等を端的に記載するものです。

また介護支援専門員が作成するケアプランとの関係では、福祉用具の利用目標は、ケアプラン第2表に記載された目標(主に短期目標)を福祉用具で実現するための方針に該当します。

(1) 自立支援に資する福祉用具の利用目標の考え方

福祉用具サービス計画は、利用者の自立支援につながるものでなければなりません。ここでは、介護保険制度における自立支援の理念について改めて確認します。

①介護保険制度における「自立支援」

「自立支援」は、介護保険制度の基本的な理念です。介護保険法の第一条には、次のような規定があります。

「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。」

次に、保険給付について、次のような規定があります。

「保険給付は、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われる。」(第二条第2項)

「保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。」(第二条第4項)

また国民の努力及び義務として、以下のように記載されています。

「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。」(第四条)

つまり、介護保険における自立支援とは、「利用者の意思に基づいて、その有する能力に

応じ自立した日常生活を営むこと」と、「利用者が自らの能力の維持や向上に努めること」に対する支援であるといえることができるでしょう。

②自立支援に資する福祉用具サービスのあり方

利用者の自立支援につながる福祉用具サービスを提供するには、以下の点に留意する必要があります。

- ・ 利用者がどのような自立した生活を実現したいのかを踏まえて、利用者が福祉用具を活用した生活をイメージし、利用目標として掲げることを支援する。
- ・ 利用者の心身機能をできる限り活用しながら利用目標を達成できるよう、その有する能力に応じた福祉用具を選定し、福祉用具の利用を支援する。
- ・ 利用目標の設定やその検証を利用者とともに行うことを通じて、利用者が利用目標に向かって意欲的に取り組めるように支援する。

これらの点を踏まえながら福祉用具サービスを提供することで、利用者の日常の生活に対する意欲が向上し、利用者の主体性が尊重され、ひいてはエンパワメント(自己解決力)の向上につながることを期待されます。

(2) 利用目標の検討手順

利用目標を考えるうえでの基本的な検討手順は、以下①～②に示す通りです。

①生活全般の解決すべき課題・ニーズ(福祉用具が必要な理由)の記入

福祉用具専門相談員によるアセスメント結果に基づいて、福祉用具サービス計画に、介護支援専門員が作成したケアプランとの連続性を踏まえた「生活全般の解決すべき課題・ニーズ(福祉用具が必要な理由)」を記入します。

介護支援専門員によるケアプラン作成前に福祉用具サービス計画を暫定的に作成しなければならない場合等については、ケアプランが作成された後、すみやかに福祉用具サービス計画に記載した「生活全般の解決すべき課題・ニーズ(福祉用具が必要な理由)」を見直すことが必要となります。

②福祉用具の利用目標の記入

①で記入した「生活全般の解決すべき課題・ニーズ(福祉用具が必要な理由)」を踏まえ、福祉用具の利用目標を検討します。福祉用具の利用目標とは、「どのような福祉用具」を利用し、それぞれの生活課題(ニーズ)の解決を「どのような方法」で図り、その結果「どのような生活」を目指すのか、ということの意味します。利用目標を記入するうえでの考え方のプロセスは、以下 a) ～ c) に示す通りです。

a) 目指す生活の具体化

まずは、生活課題（ニーズ）の解決という視点から、利用者が目指す生活を具体化します。「目指す生活」を具体化する視点としては、「利用者の自立支援」と、「介護者の負担軽減」の2つがあります。「介護者の負担軽減」とは、利用者の自立支援を図るうえで、結果的に介護者の負担の軽減を図ることに繋がるという考え方です。

○利用者の自立支援の例:

- ・ひとりで買い物ができるようになる
- ・食堂で家族と一緒に食事ができるようになる

○介護者の負担軽減の例:

- ・ベッドから車いすに移ることが安定してできるようになる
- ・排泄の後始末が適切に行えるようになる

b) 生活課題（ニーズ）の解決方法

次に、生活課題（ニーズ）の解決方法を検討します。すなわち、「利用者の自立支援」であれば、「どのような課題に対応する必要があるのか」あるいは「どのようなリスクを防止する必要があるのか」等を踏まえたうえで、「福祉用具を導入することで、どういった動作ができる」ようになるか等を記載します。

また、「介護者の負担軽減」も同様に、「どのような問題点に対応する」あるいは「どのようなリスクを防止する」ことで、福祉用具が介護者の「どういった介護動作の負担軽減に繋がる」のか等を記載します。

c) 用いる福祉用具

次に生活課題（ニーズ）を解決するうえで、「どのような福祉用具」を用いるのかを明確にします。利用目標における福祉用具は、個別の機種名ではなく、品目で記載します。また複数の福祉用具を組み合わせて1つの生活課題（ニーズ）の解決を図る場合は、複数の福祉用具の品目を列挙するか、付属品などを除いた主な品目について記載します。

利用目標は、利用者が福祉用具を活用した生活をイメージし、その目標に向かって意欲的に取り組めるよう、利用者とともに設定するものであり、福祉用具サービス計画の要となることです。利用者の課題・ニーズの解決に向けて、福祉用具がどういった役割を果たすのか、その結果としてどのような生活を実現しうるのかを、端的に記載するよう留意して下さい。

また利用目標の記載において、目標達成の期間は明確に定められていませんが、介護支援専門員が作成するケアプランとの連続性の観点から、ケアプラン第2表の短期目標の目標期間に相当するものと考えられます。

なお、ケアプランにおける生活全般の解決すべき課題・ニーズ（福祉用具が必要な理由）が複数ある場合は、その課題・ニーズごとに利用目標を記載する必要があります。

(3) 利用目標を検討するうえでの留意点

①利用者にとって分かりやすいものであること

福祉用具サービス計画の利用目標は、利用者自身が達成すべき目標です。そのため福祉用具専門相談員は、利用者や家族が利用目標を理解し、目標達成に向けて意欲を持って取り組むことができるよう、分かりやすく平易な言葉で、具体的な内容を記載する必要があります。

②モニタリングで検証するものであることを意識すること

福祉用具の利用目標は、モニタリングにおいて目標の達成状況を検証するものであることを踏まえて設定する必要があります。福祉用具の利用目標が抽象的だと、モニタリングにおける達成状況の検証が難しくなります。そのため、利用目標には、利用者の生活と利用する福祉用具の関係をできるだけ具体的に盛り込んでおく必要があります。